

附則
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この政令による改正後の特許法施行令第十二条第一号(実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)第四条第二項、意匠法施行令(昭和三十五年政令第十八号)第二項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)第四条において準用する場合を含む。)の規定は、この政令の施行の日以後に特許庁において審査の事務を開始した者に係る審査官の資格について適用し、同日前に特許庁において審査の事務を開始した者に係る審査官の資格については、なお従前の例による。

児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

経済産業大臣 二階 俊博
内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十八年八月九日

政令第二百六十一号

児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第一項の規定により読み替えた児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十一条第四号、同法第五十三条及び第五十五条並びに社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)
(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第四十二条の次に次の一条を加える。
第四十二条の二 就学前の子どもに関する教

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「就学前保育等推進法」という。)第十三条第二項の

規定により読み替えた法第五十一条第四号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所(就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいふ。次項において同じ。)における法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、

当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

私立認定保育所に係る前条第三号の規定の適用については、同号中「又は第五十一条第二号若しくは第四号」とあるのは「第五十一条第二号若しくは第四号又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えた法第五十一条第四号」とあるときは「とあるのは「があるときは、就学前保育金の額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料を除き、」と、又は第三項の規定による徴収金の額」とあるのは「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法第十三条第四号」とあるときは「とあるのは「があるときは、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定による届出書の写し」を削り、同項第一号を削り、同項第三号を同第四号に規定する保育料額」とする。

○経済産業省令第八十号
特許法施行規則及び特許法等関係手数料令の一部を改正する省令 第十号の一部を次のように改正する。

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

特許法施行規則の一部を改正する省令 第十号の一部を次のように改正する。

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

京都地方法務局 舞鶴支局 土地及び建物の登記に係る登記手続の規程(第4397号)に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所(就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいふ。次項において同じ。)における法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、

月十九日 平成十八年九月

月十一日 平成十八年九月

月二十一日 平成十八年九月

月二十五日 平成十八年九月

月二十六日 平成十八年九月

月二十七日 平成十八年九月

月二十八日 平成十八年九月

月二十九日 平成十八年九月

月三十日 平成十八年九月

月三十一日 平成十八年九月

月一月日 平成十八年九月

月二月日 平成十八年九月

月三月日 平成十八年九月

月四月日 平成十八年九月

月五月日 平成十八年九月

月六月日 平成十八年九月

月七月日 平成十八年九月

月八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月十二月日 平成十八年九月

月一月日 平成十八年九月

月二月日 平成十八年九月

月三月日 平成十八年九月

月四月日 平成十八年九月

月五月日 平成十八年九月

月六月日 平成十八年九月

月七月日 平成十八年九月

月八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月

月五六月日 平成十八年九月

月七八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月

宇都宮地方法務局 共同担保目録の登記に係る登記手続の規程(第4397号)に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所(就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいふ。次項において同じ。)における法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、

月十九日 平成十八年九月

月十一日 平成十八年九月

月二十一日 平成十八年九月

月二十五日 平成十八年九月

月二十六日 平成十八年九月

月二十七日 平成十八年九月

月二十八日 平成十八年九月

月二十九日 平成十八年九月

月三十日 平成十八年九月

月一月日 平成十八年九月

月二月日 平成十八年九月

月三月日 平成十八年九月

月四月日 平成十八年九月

月五月日 平成十八年九月

月六月日 平成十八年九月

月七月日 平成十八年九月

月八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月

月五六月日 平成十八年九月

月七八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月

月五六月日 平成十八年九月

月七八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月

月五六月日 平成十八年九月

月七八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月十九日 平成十八年九月

月十一日 平成十八年九月

月二十一日 平成十八年九月

月二十五日 平成十八年九月

月二十六日 平成十八年九月

月二十七日 平成十八年九月

月二十八日 平成十八年九月

月二十九日 平成十八年九月

月三十日 平成十八年九月

月一月日 平成十八年九月

月二月日 平成十八年九月

月三月日 平成十八年九月

月四月日 平成十八年九月

月五月日 平成十八年九月

月六月日 平成十八年九月

月七月日 平成十八年九月

月八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月

月五六月日 平成十八年九月

月七八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月

月五六月日 平成十八年九月

月七八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月

月五六月日 平成十八年九月

月七八月日 平成十八年九月

月九月日 平成十八年九月

月十月日 平成十八年九月

月十一月日 平成十八年九月

月一二月日 平成十八年九月

月三四月日 平成十八年九月